

2019年3月23日 (土) 佐賀新聞掲載

佐賀の医療費の現状について考えてみませんか?!



「はしご受診」や「コンビニ受診」という言葉を耳にしたことはありませんか?
 このような医療機関の利用が佐賀県の医療費を押し上げている可能性があります。
 体の不調を感じた時はお近くのかかりつけ医に相談し、適切なアドバイスを受けるなどの適正受診を心がけましょう。
 協会けんぽの保険料率は、地域の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。このため佐賀県の医療費が下がれば、その分保険料率も下がることになります。



加入者お一人おひとりの健康が、保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

- 年に一回健康診断を受けましょう。
- 健診受診後は保健師等による特定保健指導をご活用ください。

佐賀県内のあの会社も、「健康経営®」はじめています ※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。
 エントリーはこちら ▶ [協会けんぽ佐賀 健康宣言](#)

全国健康保険協会 佐賀支部
 協会けんぽ

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
 受付時間/平日8:30~17:15 **TEL:0952-27-0612**
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>